

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条ただし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第二十号を、令和八年一月二十七日午前八時三十分、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六五、四六二人